

【参考】喫煙室の類型

「なくそう!望まない受動喫煙。(厚生労働省特設サイト)」でもご確認ください。
URL: <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

喫煙設備の基準等

(B) 喫煙専用室

屋内の一 部に設置可能

【喫煙専用室の技術的基準】

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。



標識の掲示

① 喫煙室の入口



② 店舗の入口



(C) 加熱式たばこ専用喫煙室

屋内の一 部に設置可能

【加熱式たばこ専用喫煙室の技術的基準】

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

(イメージ)

- 加熱式たばこのみ喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要



(D) 喫煙目的室

屋内の全部又は一部に設置可能

【喫煙目的室の技術的基準】

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

【喫煙目的室の要件】

- ① 喫煙を主たる目的とするバー・スナック等である
 - ② たばこの対面販売がある(たばこの販売許可が必要)
 - ③ 通常主食[※]と認められる食事を主に提供していない
- ^{※主食:社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く.)、麺類、ピザバイ、お好み焼き等が主に該当}

- 喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要



(E) 喫煙可能室

屋内の全部又は一部に設置可能

【喫煙可能室の技術的基準】

(屋内的一部を喫煙可能とする場合)

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

(屋内の全部を喫煙可能とする場合)

- たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。

^{※2020年3月31日までに営業許可を受けている店舗のみ設置可}

(イメージ)

- 喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要
- 「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要



(例) お店全体が喫煙可



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

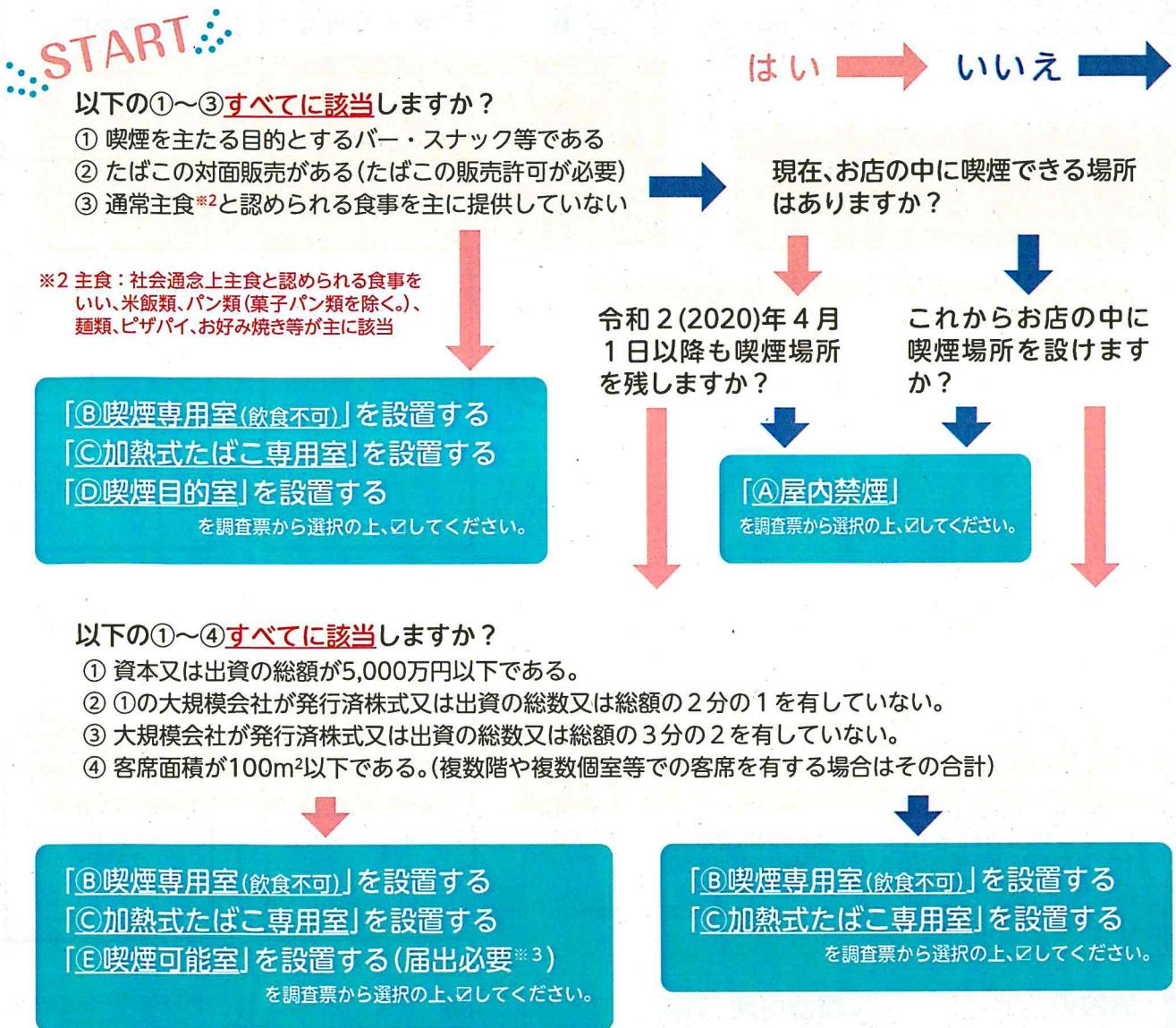
[標識の入手方法] インターネットで「受動喫煙 標識の一覧」と検索し、ダウンロードしてください。

事業者のみなさんへ

別紙

2020年4月1日から、原則屋内禁煙となり、喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

- 屋内に喫煙場所を設ける場合、事業者の分類により基準が設けられていますので、以下のフローチャートでご確認ください。
(喫煙室の類型については、このチラシの裏面をご参考ください。)
- 以下のフローチャートにおいて該当する「①屋内禁煙」又は「⑥～⑩の喫煙室の類型」から選択し、別紙『調査票』の記入欄に□の上、FAX又は同封の返信用封筒で郵送により提出してください。
(「⑪喫煙可能室^{※1}」を設置する場合は、別紙『喫煙可能室 設置施設届出書』を記入し、調査票と併せて郵送してください。)
※1 2020年3月31日までに営業許可を受けている店舗のみ設置可



- 屋内で喫煙を可能にするには、各種喫煙室の設置だけでなく、その運用に関しても様々なルールの順守が必要になります。



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

- 施設の管理権原者、管理者に義務違反があった場合、違反の種類により、50万円以下の過料等が課されることがあります。